



## ○長野県告示第545号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行った。

平成14年10月24日

長野県知事 田中康夫

## 1 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
あかねヘルパーステーション	松本市埋橋2丁目11番19号	平成14年10月16日
訪問介護ステーションアルプス	塩尻市大門一番町15番22号	〃 〃

## 2 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
大町市デイサービスセンターこすもす	大町市大字大町1129番地	平成14年10月16日
宅幼老所アルプス	塩尻市大門一番町15番22号	〃 〃

高齢福祉課

## ○長野県告示第546号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成14年10月24日

長野県知事 田中康夫

## 1(1) 保安林の所在場所

小県郡真田町大字傍陽字別当8580のロ、8581、8582、8597の1から8597の3まで、8596、下伊那郡上村414の6

## (2) 指定の目的

落石の危険の防止

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2(1) 保安林の所在場所

駒ヶ根市赤穂5の618、5の950から5の953まで、5の955から5の957まで、5の966、5の969から5の971まで

## (2) 指定の目的

名所又は旧跡の風致の保存

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課並びに駒ヶ根市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

## ○長野県告示第547号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年10月24日

長野県知事 田中康夫

## 1(1) 保安林予定森林の所在場所

長野市松代町豊栄字縄萩4537、4538の1、4539、4540の1、4541の1、4542の1、4543の1、4544の1、4545から4548まで、4549の1、4549の4、4550の1、4555の1、4556から4560まで、4561の1、4561のイ、4562から4564まで、4565の1、4565の4、4566、4575、4577の1、4577の3、4578、4579の1、4580から4584まで、4585の1、4587の1から4587の3まで、4587の6、4588の1から4588の3まで、4589の1、4589の2、4590の1、4591の1、4591の2、4592の1、4592の2、4593、4594の1、4594のイ、字石字4595の2から4595の5まで、4596のイ、4597から4600まで、4602から4608まで、4609の1、4609のイ、4610、4611、4612の1、4612の2、4613から4616まで、4617の1、4617の2、4618、4619の1、4619の2、4620から4624まで、4625の1、4625の4から4625の6まで、4626、字桐久保4627、4629の1、4629の2、4629のイの1、4630、4631の1、4631の2、4632、4633、4634の1、4636、4637の1、4638の1、4639の1、4640の1、4647の1、4647の2、4650の1、4651、4660、上伊那郡高遠町大字藤沢2337の15、2337の17、2338の19、2339の17、上水内郡小川村大字稲丘字飯縄山3609の3から3609の8まで、3611から3613まで、3615から3618まで、3620から3625まで、3627、3628、3630から3635まで、3638、3639、3642、3644から3646まで、3648、3649の1、3649の2、3650の1から3650の3まで、3650の5、3651の1、3651の2、3652の1、3652の2、3653、3666、3667の1、3667の2、3668の1、3668の2、3673、3674、3675の2、3676の1、3676の2、3677、3678の1、3679から3681まで、3682の1、3682の2、3685、3689、3690、3691の1、3693、3695の1、3695の2、3696から3701まで、3704の1、3705の1、3706の1、3707の1、3708の1、3708の2、3709、3715の1、3716、3717の8、3718の1、3720、3721の1、3722の1、3723の1、3724の1、3724の2、3724の4、3725の1、3726の1、3727の1、3728の1、3729の1、3730の1から3730の3まで、字大洞3735の1、3735の2、3742、3743、3745の1、3745の2、3747の1、3747の2、3750の1、3750の2、3751の2、3752の1、3753の1、3753の2、3754の2、3754の5、3769の2、3774の1、3775の3、3775の4、字花水3989の1、3990の1、3991の1、3992の1、字小池裏4233、4234、4236から4242まで、4244、4245、4246

の1、4246の2、4247から4249まで、4253、4360、字次木5010の3

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字飯縄山3609の3から3609の8まで、3611から3613まで、3615から3618まで、3620から3625まで、3627、3628、3630から3635まで、3638、3639、3642、3644から3646まで、3648、3649の1、3649の2、3650の1から3650の3まで、3650の5、3651の1、3651の2、3652の1、3652の2、3653、3666、3667の1、3667の2、3668の1、3668の2、3673、3674、3675の2、3676の1、3676の2、3677、3678の1、3679から3681まで、3682の1、3682の2、3685、3689、3690、3691の1、3693、3695の1、3695の2、3696から3701まで、3704の1、3705の1、3706の1、3707の1、3708の1、3708の2、3709、3715の1、3716、3717の8、3718の1、3720、3721の1、3722の1、3723の1、3724の1、3724の2、3724の4、3725の1、3726の1、3727の1、3728の1、3729の1、3730の1から3730の3まで、字大洞3735の1、3735の2、3742、3743、3745の1、3745の2、3747の1、3747の2、3750の1、3750の2、3751の2、3752の1、3753の1、3753の2、3754の2、3754の5、3769の2、3774の1、3775の3、3775の4、字花水3989の1、3990の1、3991の1、3992の1、字小池裏4233、4234、4236から4242まで、4244、4245、4246の1、4246の2、4247から4249まで、4253、4360、字次木5010の3

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

上水内郡小川村大字稲丘字飯縄山3609の3から3609の8まで、3611から3613まで、3615から3618まで、3620から3625まで、3627、3628、3630から3635まで、3638、3639、3642、3644から3646まで、3648、3649の1、3649の2、3650の1から3650の3まで、3650の5、3651の1、3651の2、3652の1、3652の2、3653、3666、3667の1、3667の2、3668の1、3668の2、3673、3674、3675の2、3676の1、3676の2、3677、3678の1、3679から3681まで、3682の1、3682の2、3685、3689、3690、3691の1、3693、3695の1、3695の2、3696から3701まで、3704の1、3705の1、

3706の1、3707の1、3708の1、3708の2、3709、3715の1、3716、3717の8、3718の1、3720、3721の1、3722の1、3723の1、3724の1、3724の2、3724の4、3725の1、3726の1、3727の1、3728の1、3729の1、3730の1から3730の3まで、字大洞3735の1、3735の2、3742、3743、3745の1、3745の2、3747の1、3747の2、3750の1、3750の2、3751の2、3752の1、3753の1、3753の2、3754の2、3754の5、3769の2、3774の1、3775の3、3775の4、字花水3989の1、3990の1、3991の1、3992の1、字小池裏4233、4234、4236から4242まで、4244、4245、4246の1、4246の2、4247から4249まで、4253、4360、字次木5010の3

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課並びに長野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○長野県告示第548号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成14年10月24日

長野県知事 田中康夫

## 1 都市計画の種類及び名称

- 佐久都市計画道路 1・4・1号八千穂佐久線  
3・2・1号大林中央幹線  
3・3・2号小諸佐久臼田線  
3・3・3号原東1号線  
3・3・31号仙祿湖線  
3・3・37号佐久南インター線  
3・4・4号馬瀬口西軽井沢線  
3・4・5号堰端線  
3・4・6号枇杷坂線  
3・4・7号西本町荒宿線  
3・4・8号荒宿上の城線  
3・4・9号橋場中央線  
3・4・11号御代田佐久線  
3・4・12号小田井向原線  
3・4・13号東原西軽井沢線  
3・4・32号近津砂田線  
3・4・33号相生赤岩線  
3・4・34号佐久駅蓼科口線  
3・4・35号柳原前田線  
3・4・36号佐久駅浅間口線  
3・5・10号中込駅前線  
3・5・14号近津住吉線  
3・5・15号中込田口線  
3・5・16号千歳線  
3・5・18号中込北高線  
3・5・22号臼田駅中央線  
3・5・24号相生大手線  
3・5・25号取手中央線  
3・5・26号御代田駅大林線

## 2 都市計画を定める土地の区域

都市計画法及び政省令の改正に伴い車線数を付加するもので、土地の区域に変更はない。

## 3 縦覧場所

長野県土木部都市計画課並びに佐久市役所、臼田町役場及び御代田町役場

都市計画課

## ○長野県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年11月8日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年10月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 361号
- 2 供用を開始する区間  
木曾郡日義村547番の72地先から  
木曾郡日義村547番の41地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年10月24日

道路維持課

## ○長野県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年11月8日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年10月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道  
 2 路線名 361号  
 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡日義村547番の72地先から		旧	m	km
木曾郡日義村547番の41地先まで			5.0~13.3	0.2185
同	上	新	9.0~20.0	0.2185

道路維持課

○長野県教育委員会告示第5号

文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項及び第30条第1項の規定により、次のとおり長野県宝及び長野県史跡に指定する。

平成14年10月24日

長野県教育委員会

1 長野県宝に指定する文化財

名称	員数	所在地	所有者
中越遺跡出土品	土器 28点 石器 191点 石製品 2点	宮田村7021 (宮田村村民会館) 宮田村1926-18 (宮田村文化会館)	宮田村教育委員会



2 長野県史跡に指定する文化財

名称	所在地	地域			所有者
		地番	地目	地積	
中越遺跡	宮田村	87-1	田	934㎡	宮田村
		7555-3	宅地	181㎡	
		7556-4	畑	100㎡	
		7557-1	畑	1,400㎡	
		7558	畑	360㎡	

文化財・生涯学習課